

有料老人ホーム 該当・非該当判断基準



高齢者を入居させ、①食事の提供、②入浴・排せつ・食事の介護、③洗濯・掃除等の家事、④健康管理（以下「介護等サービス」という。）の少なくとも一つのサービスを提供する場合は、老人福祉法第 29 条に定める有料老人ホームの設置者に該当します。

この場合、委託契約の有無に関わらず入居サービスと介護等サービスとが一体的に提供されていると判断された場合は、有料老人ホームに該当します。

《参考》

サービス付き高齢者向け住宅の建築基準法上の用途（H23. 10. 7 国説明会配布資料）

サービス付き高齢者向け住宅の建築基準法上の用途については、下表の考え方をもとに、個々の建物の利用状況等を踏まえて、特定行政庁が総合的に判断する。

①	各専用部分内の設備の有無 (浴室の有無は問わない)	便所・洗面所・ 台所が揃っているもの	便所・洗面所はあるが、台所がないもの	
②	老人福祉法上の有料老人ホームの該当	(該当・非該当 に関わらず)	該当	非該当
建築基準法上の用途		共同住宅	老人ホーム	寄宿舍